

広島県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十五年六月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類
老人ホーム	介護付有料老人ホームサザンリーフ宇品海岸	広島市南区宇品海岸一丁目一二番四三号	平成二十五年六月一八日
身体障害者支援施設	広島ひかり園まごころ	廿日市市永原五番地一	平成二十五年六月一八日
老人ホーム	特別養護老人ホームつばきの里	世羅郡世羅町大字小国八八九番地二三	平成二十五年六月一八日